

第 9 回

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会 議 録

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

- 1 会議の日時 平成 16 年 1 月 20 日(火)
開会 午後 2 時 00 分
閉会 午後 4 時 43 分
- 2 会議の場所 掛川グランドホテル 王冠の間
- 3 出席者及び欠席者の氏名 別紙 1 出席者名簿のとおり
- 4 議題 別紙 2 次第のとおり
- 5 議事 別紙 3 のとおり
- 6 会議録の確定

確定年月日

平成 16 年 2 月 20 日

議長の記名押印

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会長 榛村純一

出席者名簿

協議会					その他					
	役職	氏名	種別	出欠等		役職	氏名	職名	出欠等	
1	会長	榛村純一	掛川市長		31	幹事	太田原浩	掛川市総務部長		
2	副会長	大倉重信	大東町長		32		松永正志	大東町企画課長		
3		伊藤徳之	大須賀町長		33		大石與志登	大須賀町総務課長		
4	委員	小松正明	掛川市助役		34	1市2町 関係職員	中山幸男	掛川市国保介護課長		
5		川口 功	大東町助役		35		大石碩也	大東町保健福祉課長		
6		水野幸雄	大須賀町助役		36		石山勝一	掛川市消防長		
7		戸塚正義	掛川市議会議長		37		西尾繁昭	掛川市行財政課長		
8		樽松友則	掛川市議会副議長		38		中山礼行	掛川市企画人材課長		
9		山本義雄	掛川市議会議員		39		大井政夫	掛川市良質地域課長		
10		石山信博	掛川市議会議員		40		渡辺梅司	大須賀町企画課長		
11		鳥井昌彦	大東町議会議長		41		松浦吉信	掛川市市民課長		
12		牧野勝彦	大東町議会副議長		42		事務局	松井 孝	事務局 局長	
13		鈴木治弘	大東町議会議員		43			栗田 博	事務局次長	
14		水野 薫	大東町議会議員		44	高鳥康文		総務係長		
15		半井 孝	大須賀町議会議長		45	赤堀賢司		計画係長		
16		河井 清	大須賀町議会副議長		46	深谷富彦		調整係長		
17		内藤澄夫	大須賀町議会議員		47	富田 徹		総務係		
18		上野良治	大須賀町議会議員		48	服部和敏		総務係		
19		原田新二郎	学識経験者		49	宮崎裕和		計画係		
20		田中铁男	学識経験者							
21		滝沢恵子	学識経験者							
22		戸塚誠夫	学識経験者							
23	松本恵次	学識経験者								
24	水野淳子	学識経験者								
25	増田正子	学識経験者								
26	蒲原忠雄	学識経験者								
27	中井明男	学識経験者								
28	鈴木正彦	学識経験者								
29	菅沼信夫	学識経験者	×							
30	小櫻義明	学識経験者								

第 9 回 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会次第

日時 平成 1 6 年 1 月 2 0 日 (火)

午後 2 時から

場所 掛川グランドホテル 王冠の間

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

[協議]

協議第19号 国民健康保険事業の取扱いについて

協議第20号 介護保険事業の取扱いについて

協議第21号 消防団の取扱いについて

協議第22号 町名・字名の取扱いについて

協議第23号 地域審議会の取扱いについて

[提案]

協議第24号 その他各種事務事業の取扱いについて (その 1)

4 その他

(1) 住民説明会の実施について

(2) 新市名称公募当選者の決定について

(3) 次回の会議の開催について

日時：平成 1 6 年 2 月 1 7 日 (火) 午後 2 時

会場：掛川グランドホテル 3 階 王冠の間

5 閉 会

開 会 午後 2 時 0 0 分

栗田事務局次長 皆様、改めましてこんにちは。

皆様方におかれましては、2004年の新しい年を迎えまして何かとお忙しいところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会の第9回会議を開催いたします。

開会に当たりまして榛村会長よりごあいさつを申し上げます。

榛村会長、お願いいたします。

榛村純一会長 皆様こんにちは。

今日は、昔の言葉では二十日正月ということになります。1月1日が男正月、15日が女正月、20日は奴正月ということで、昔から全国的にお正月の終わりは20日と、こういうことになっているというふうに聞いておりますが、皆様、まだ初めての方もありますので、改めて新年のご祝詞として明けましておめでとうございます。

昨年中は、この協議会、本当に熱心にやっていただいて、いろいろな協議のまとまったものがたくさんあるわけではありますが、そのご協力に対して改めて厚く御礼を申し上げます。

今年でそのまとめに入るわけですが、この協議会は予定ではあと5回程度開いて、そして6月には協定にまでまとまることができれば大変幸せであると、このように考えておりますので、ご熱心にご協議を深めていただいて、円満なうちに話がまとまるようにご協力をお願いできればありがたいと、このように思っております。

今日は、協議が終わりましたら、新市の名称の提案があったその抽選会もやるということになっております。傍聴の皆様方も、この協議会を温かく熱心に見守っていただいてありがとうございます。それから、プレスの方々も適切な報道をしていただいてありがとうございます。

それでは、これから、今春最初の合併法定協議会を開催いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

栗田事務局次長 ありがとうございました。

次に、会議次第の3番目の議事に入らせていただきます。

会議の開催につきましてではありますが、本日1名の委員の方から欠席の連絡をいただいております。なお、1名の委員の方が多少遅れてお見えになるということですので、会長を除きまして、委員29名中27名の出席をいただいております。会議が成立することをご報告申し上げます。

会議の議長につきましては、会長が務めることとなっておりますので、会長に会議の進行をお願いしたいと思います。

なお、会議録の作成の関係がございますので、会議中のご意見、ご質問等の発言につきましては、お名前を言ってからお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは榛村会長、よろしく願いいたします。

榛村純一会長　それでは、暫時議長を務めさせていただきますので、会議の進行にご協力をお願い申し上げます。

早速ですが、これより本日の議事に入ります。

協議事項の協議につきましては、本日は5件でございます。内容につきましては、昨年12月の第8回協議会におきましてご説明してございますので、早速協議第19号 国民健康保険事業の取扱いについてをご協議願いたいと思います。

ご発言をお願いします。鈴木委員。

鈴木治弘委員　大東町の鈴木治弘です。

新しい年になりまして、最初に発言させていただいて大変光栄だと思っておりますが、合併をしまして一般の町民というのは、例えば保育料とか税金がどうなるとかということに大変関心を持っており、そんなふうにも思っております。保育料については、大東、大須賀の例にならって、その後適正な方向で調整をします。地方税については、市町村の均等割を2,500円にするとか、あるいは入湯税は100円取る等、いずれにしてもそういうことで税が確定してくるわけですが、特に国保等については詳しくないものですからよくわかりませんが、1市2町大して違わない。しかし、一緒に算定をした場合、高くなるか、低くなるか、ある程度の試算が出てくる。私どもが承知をしている範囲では、応能応益の割合が違ったり、税率の割合が違ったり、均等割が違ったりしているわけですね。

ここの調整の方針を見ますと、不均衡が生じないようにとか、あるいは急激な負担の変化がないようにとか、法の趣旨を十分踏まえてとかと書いてございますし、それによって調整方針が書かれておりますけれども、先進事例を見ますと、新しい市になってからは財政的支援の措置を講ずると。あるいは年度を何年か継続するというような調整方針が入っている事例も個々にあるわけでございますけれども、国保へ入っている人はどちらかというと、表現が適当ではないかもしれませんが、担税力が低かったり、あるいは高齢者が多かったりというようなことの中で、ぜひ合併当初の数年間というのは、ほかの予算を削ってでも国保の被保険者の負担をぜひ軽くしていただきたいと、そういうふうに考えておりますので、ぜひこの調整方針の中へ

当分の間の財政負担をするというようなことを挿入をすることができないかどうかお尋ねをしたいと思います。

榛村純一会長　　今度の国保について、国も少し政策を変えるんですね。例えば、掛川の場合で言えば、鈴木委員のおっしゃったように、低所得者の負担が軽くなるようにというようなこともあって、減税というか低減を認めるというので、7割低減、5割低減、2割低減と3段階で低減するということになっているんですね。それから、応能応益も6・4とか、大体1市2町似通った応能応益の割合になっているんですね。ですから、今おっしゃったような観点は非常に大事な点ですから、そういうことを入れることは私としてはやぶさかでないですが、事務局同士の打ち合わせはどうなっていますか。

中山国保介護課長　　掛川市の国保介護課の中山ですが、専門部会の部会長も務めていますので、事務局のこれまでの調整経過等を踏まえましてご説明申し上げます。

ただいまご意見がありましたように、国民健康保険というのはいろいろな問題を抱えているというのをご案内のとおりでございます。国民健康保険が社会保険である、それから相互共済の精神で成り立っているということでもありますので、そのことをまず基本に適正な運営に努めなければならないということで、分科会、専門部会でも調整を進めているところであります。しかしながら、1市2町の中を見ていきますと税率が異なる、ただいまおっしゃいましたように応益の部分の均等割も大分近づいてきましたけれども違っているという中で、どのように調整していくかということが大きな課題になるわけですが、調整内容のところにも記載させていただきまして、統一に当たっては新市の住民間で不均衡が生じないように、そしてかつ急激な負担の変化がないように、円滑な統一に十分調整していくということで進めてまいりたいということで、調整方針に記載のとおり、不均一課税という他県の例もありますけれども、1市2町については合併年度の翌年度から統一したいと、こういうことで進めていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

鈴木治弘委員　　合併年度の翌年度からといいますと、16年度に合併をするものですから、17年度に統一をされるというふうに理解をするわけですが、いずれにしても個人が高い、安いを比較する場合には、1世帯当たりの課税額で従来に比べて高いとか安いとかという評価になるんだらうと思うんですね。確かに、どういうふうになるかは療養給付費の予想の仕方によって違うだらうし、どういうふうになるかもよく私どもにもわかりませんが、ただ、少なくとも合併をして税があれば高くなる、これも高くなる。そこへ持ってきて、国保も従来より結果

として高くなったんじゃないやっぱりうまくないんじゃないかと。できればやはり保険料、保育料で一番安いところでまずスタートを切って、数年間で調整をして適正な価格に持っていくというようなことを、国保でも財政支援をして、当初は低めからスタートをして適正な、要するに療養給付費を全部賄えるだけの税を徴収するという方向にぜひしてもらいたいと、そんなふうに思うんです。

だから、先ほど市長さんがおっしゃったように、特に問題がなければ財政負担をするというような文言を入れていただいても僕は問題ないんじゃないかと思えますけれども、どんなものでしょうかね。

榛村純一会長 専門部会長。

中山国保介護課長 財政負担の問題でございますけれども、国保の財源というのは大きく2つございまして、基本は保険料と、それからもう一つ国の補助金というか負担金がございますけれども、その二本柱で事業の運営をしているということでございますけれども、今度合併に際して繰入金というか、一般会計の財源の問題だと思いますけれども、もちろんただいまのお話の中で出ています軽減に対する分の繰り入れはもちろん制度の中でやっていくことになりまして、財源不足を繰り入れしていく、いわゆる必要な医療需要に伴うものは、これは保険者として保険運営上支払いが発生するわけでありまして、その分の財源をどう調達するかということは非常に大きな課題でありますけれども、基本は先ほど言いましたような形で考えているわけで、激変緩和というか、不均衡にならないようにはもちろん調整をしていくということで、いわゆる繰り入れの一般財源のことがそこで出てくるということで、17年度に統一しますので、医療費の動向がどうなるかとか被保険者がどうなるか、そのときの課税のベースになる所得がどうなるかとか、いろいろな要素がございますので、今ここでどうこうと言いませんけれども、考え方としてはそういう必要な適正な調整ということは必要だというのが事務レベルでの話し合いのところなんです、そういうことで、不均一をやりますと事務作業とか、なかなか財政負担とかいろいろな問題がありまして、調整の結果では合併の翌年度からいろいろな課題をクリアして統合していきたい、一元化していきたいということでやっています。

鈴木治弘委員 お話の趣旨はわからんことはないわけですけども、持ち合わせている資料によりますと、基金の繰り入れ額もそれぞれの市町で違います。そういうことを踏まえると、やっぱりある程度基金の繰り入れを担保しておいて、やっぱり税を意図的に安くしてもらえないかと、こういうことを申し上げているんです。別に掛川の基金の繰り入れが少ないから保険事業に対して一生懸命ではないと、そういうことを言っているんじゃないんです。

掛川で病院の繰り入れに8億円から9億円を毎年やっているということも十分承知しておりますし、我々も掛川病院でお世話になって、その恩恵に浴しているわけです。ただ、国保税を納める立場とすれば、そういうものを削っても合併後の数年間というのはやっぱり個人個人が納める国保税をできるだけ下げさせていただくことはできないかと、それを調整方針の中へ財政計画の許す範囲で負担をしてもらおうとか、繰り入れをしてもらおうとかということは不可能なんでしょうかね。

榛村純一会長　これは、ご案内のとおり、国保会計は国保運営協議会に基づいてやっているわけですね。ですから、責任者としての首長は国保会計が赤字にならない範囲でいろいろな手立てをしなければいけない。したがって、必要に応じて財政調整のための一般会計からの繰り入れを行うということにもなっていますし、それから問題はどのようなサービスを受けられるか、どういういい医療を受けられるかということも保険の大事な点ですから、そういうことを総合して、今おっしゃる話はどなたも趣旨は賛成だと思いますが、それを書き込む必要があるか、書き込まなければいけないかという問題じゃないと私は思いますが、どういう扱いにしたらいいかな。書き込むのと書き込まないのと、どうですかね。

首長は、当然国保会計について責任がありますから、赤字が出たら埋めなければいけないし、できるだけ低所得者に厚くなるように軽減の措置を適用するために一般会計からの繰り入れをやらなければいけないということはあるわけですね。ですから、その程度の問題だと思うし、今度は先ほど申し上げたように、軽減率を7割、5割、2割と3段階になるんですけども、そういうことも入れて考えたいんですが、事務局としてはどうかな。

松井事務局長　調整方針につきましては、個々のところまで踏み込んで表現していないわけですが、今の専門部会長の方からのお話、あるいは会長からのお話にございましたように、保険税を決定していくまでにはいろいろな要因、あるいは現在の負担の割合、サービスの中身等いろいろなことを視野に置きながら決定されていくというようなことですので、財政的な負担、市の一般繰り出しの持ち方の考え方等も当然保険税を決めていくときには配慮されるべきということでございます。

そういったことも含めて、保険税をまず一つに統一するということの総括的な調整方針でいったらいかがかというふうに思っております。当然いろいろな財政負担、これもこの保険税だけの問題ではなくて、これからいろいろな項目を調整していく中では、一番基本的な姿勢としては、サービスは高く、負担は低くというようなことはいろいろな調整をしていく上での基本的な方針でございますけれども、すべてこのようなものでやっていくと財政的にいろいろな問

題が生じてこようかと思しますので、全体の中を見きわめた中で総括的に健全な財政運営が図られるような形で全体的には統一をしていきたいというふうに思っておりますので、ここでの国保税の調整方針につきましてはこのような形で、合併の翌年度は統一するんだという大きな調整方針でよろしいかなというふうに考えております。

以上です。

鈴木治弘委員 事務局からいただいた先進事例に、山口県の周南市の調整方針にそういう項目があるんですね。だから、そういう先進事例の調整方針を見れば可能じゃないかなというふうに考えて申し上げただけで、事務处理的に好ましくないというお話であれば了解をいたします。これで結構です。

榛村純一会長 どなたもお聞きのとおり、負担を軽くするために努力する、そのために必要があれば一般会計が出動するというのは、今までの経営の経験からいってもそういうことになると思いますので、鈴木委員はそれを明文化しろと、事務局の方はそれは当然だからこのままでいきたいと、このような話だと思いますが、いいですかね。

それでは、首長はそれでいいということですので、鈴木委員も我慢していただいて。

石山信博委員 掛川の石山です。

調整方針の中に国保運営協議会の記述が全くないわけですがけれども、この国保の運営事業に対して大変重要事項を審議してもらおうということで、この審議会について明確にしておく方がいいんじゃないかというように思うわけですがけれども、例えば掛川・大東・大須賀それぞれ審議会の人数も違いますし、あるいは報酬も違いますけれども、こういった問題についてどういうふうに考えられているのかお伺いをしたいというように思います。

榛村純一会長 これは、国保の運協は国保会計の運営では定められていますから、改めて書かなくても当然ということだと思います。

事務局。

中山国保介護課長 部会長の中山ですが、国保の運営協議会につきましてでございますけれども、前回の第8回の資料の28ページのところへまとめさせていただきましたけれども、今市長から言われましたとおり、法律に基づく必置機関でありますので、これは新市においてもこの附属機関をつくって、重要な事項について諮っていくということになるわけであります。

そこで、28ページの資料に書いてあるように、既に1市2町それぞれ運協で設定してやられているわけですが、人数等若干違いがあります。これは規模等によって違うわけですが、法律に基づく被保険者の代表、それから保険医、薬剤師の代表、それから広域代表、被用者保険の

代表の方にそれぞれ入っていただきましてつくっていくと。分科会、専門部会では掛川市の14人ぐらいの規模がいいではないかということで調整を進めているところであります。

以上です。

松井事務局長　ただいまの国保審議会の委員のあり方についてでございますが、その件につきましては、特出しをして第4回のときに特別職の取り扱いという中で、附属機関の委員とか、その他特別職につきましては、その必要性について検討の上と、ここでは法律的に設置することが定められておりますので、それを置くという前提のもとで調整をするということなのです。

それから、定数、任期及び報酬の額につきましては、現行の制度をもとに調整するという大きな方針が確認されておりますので、そういう調整方針に基づいて今後合併時までには具体的なものを詰めていくということになります。

石山信博委員　そうしますと、合併の翌年度から統一に向けてスタートすると、こういうことですな。

中山国保介護課長　そういうことです。

石山信博委員　わかりました。

榛村純一会長　ほかにございませんか。水野委員。

水野 薫委員　大東町の水野ですけども、この国保の件に限らず、1,832項目と非常にたくさんある項目を合併に向けてすり合わせをすると高らかにうたい上げてこの協議会になったと思えますけれども、それぞれの調整方針で先ほど鈴木委員の質問にもあったように、余りにも抽象的過ぎて、もう少し具体的に指針を示すべきじゃないかな。非常に気になるのは、合併後調整するとか、そういう文言が非常に多いわけですけども、やっぱりこの協議会を進めていくのに、もう少しある面では先の見えた各論、細かいことは無理だろうと思えますけれども、やはり先ほど鈴木委員の話では国保の問題はできるだけ低い負担でいきますようにとか、もうちょっと具体的に調整方針というのは書けないものかと気になったものですからお伺いをいたします。

松井事務局長　合併に伴って、事務事業の調整をする項目というのは約1,832項目あるというのは既にご案内申し上げたとおりでございますが、これをすべて合併協議会でやるというのは不可能な話でございます。そういったところで、合併協議会の協議項目をどんなものに絞り込んでいくのかということにつきましては、第1回のときにその協議項目をお示しして25項目という、この辺が合併の是非を判断する上では重要な項目ではないかということで、その時点では先進事例等の協議項目を参考にしながら抽出をさせていただいたわけでございます。

そういう意味でございまして、ここの協議会ですべての項目というのは当然協議をされない

わけでございます、具体的なものをどこまで掘り下げてこの協議会の中で協議していったらいいのかというところは当然限界はあろうかと思えますけれども、事務局といたしましては、こういった協議を通じて、合併をやるのかやらないのかという最終的な判断を示す大きな方向性をこの中でご議論いただいて、その方向性を確認していただければよろしいかなというふうに思っております。

そういう意味では、最初のころから出ていた協議項目が非常に大事な項目で、だんだんと具体的な項目の方へと移っているわけですが、この後また2月、今回もそうですが、その他事務事業調整というところではいろいろな各種事務事業の中でも、特に住民生活に影響の大きいであろうというような項目をまた特出しをして、その調整方針を示させていただくわけですが、そういったことで、なるべく具体的にはということは考えておるんですが、なかなか1,832項目全体のことを考えますと、どうしても包括的な、総括的な表現、そういう文言にならざるを得ないということでございます。

このやり方につきましては、うち独自ということではなくて、今までの合併協議会のいろいろな先進的な事例を参考にしながら、どこも不もなく可もなくということではないんですけれども、一番うまくまとめる方法、表現としてはこういったことがよしいんじゃないかということでご提案申し上げておりますので、もし先ほどのご意見のように文言とか、もっとここは追加すべきとか修正すべきとかということがあれば、この協議会の中で皆さん方の合意を得てご確認をいただければよろしいかというふうに思っております。

以上です。

榛村純一会長 水野委員。

水野 薫委員 説明はよくわかります。それから、それぞれ事務方あるいは関係者が非常にエネルギーを費やして調整方針を考えているということはよくわかるんですけれども、やっぱりこれは協議会で、さっきも言ったように、本当にこれをもって合併をするかしないかという基礎になるべきものですので、ですからもう少し先の見えた、ある程度骨になるものはきっちり調整方針の中に示すべきではないですかと私は申し上げたわけですが、非常に大変なことはわかりますけれども、どうも最近のこの調整方針というのが本当に玉虫色という言葉がいか悪いかはちょっと別にしても、それに近いような調整方針ばかりの羅列でありますので、やっぱりこれは将来に向けてこういう方針でいくんだという基礎的な方針というのはこの協議会で示すべきではないか、それを議論し合うべきではないかと思っております。

榛村純一会長 わかりやすいということや、きちんと具体的に説明されているということは大

事なことです、一応そのことについては事務局なり専門部会なりが専門的に詰めているという前提に立っているんですが、それをその中の抜本的なエキスはもう少しわかりやすく簡素にということはよく納得できる話ですから、今後気をつけていきたいと思います。一応これは前回お示しした調整方針として、国保会計も新しくやることではなくて、何十年と続けてきているわけですから、合併の大義はなるだけサービスは向上する方向で、負担はなるだけ軽くなる方向でと、こういう大義がありますから、その範囲内でそれぞれの項目を努力するという前提です。これは、批判的に見れば玉虫色ということになるかもしれませんが、玉虫色にわざわざするためにそうしているのではないということもご理解いただきたいと思います。

これについて、事務局、何かありますか。

それでは、今の調整方針に基づきまして、国保運営協議会のことについての取り扱いについてはご了承していただいたことよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長　ご異議ないということでありますので、この調整方針のとおり円滑な国保運営がされるようにいたします。

次に、協議第20号 介護保険事業の取扱いについてご協議をお願いします。

どなたか発言ありますか。

介護保険は新しい保険制度ですから、まだ実績が余りないわけですが、段々と実態がわかってきたところです。このような調整方針で進んでいくことよろしゅうございましょうか。

石山信博委員　ちょっと確認をさせていただきます。

調整方針の中に、介護認定審査会については現行の体制を引き続きと、こういうことで謳われているわけですがけれども、参考資料の中に、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画推進委員というのがあるんですけれども、この推進委員については全く調整方針の中で謳われていないんですけれども、この辺はどういうふうに考えたらよろしいんでしょうか。これも、人数あるいは報酬等がちょっと違っておりますけれども。

大石保健福祉課長　資料の37ページに書いてございますが、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業の計画推進委員会というものを策定いたします。その委員で協議をして計画を策定し、その計画に基づいてサービスを決定し保険料等も決定するとこういうことで、組織を新たにつくるということをご理解いただきたいと思います。

石山信博委員　そうすると、調整方針の中にそういうことを謳わなくてもいいわけですか。

松井事務局長　推進委員につきましては、そのもとの介護保険事業計画、これにつきましては

合併時まで策定するという大きな基本方針がございますので、推進委員をどういうふうに決めようとか、あるいは何人にしようかといったことは、こういった方針が定まった後に事務的な作業として1市2町で協議して一元化ということで進めていきたいと考えております。

それから、ただいま資料のページのことですが、今言われたページは前回お出しした資料のページでございますので、今日の資料のページとは異なっておりますのでご理解いただきたいと思っております。

榛村純一会長　ほかにございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長　それでは、介護保険の取扱いについて、記述のとおりの調整方針とすることをご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長　ありがとうございました。

ご異議ないものと認め、調整方針のとおりとすることを確認させていただきます。

続きまして、協議第21号　消防団の取扱いについてご協議を願います。

発言を願います。水野委員。

水野 薫委員　消防団の件ですけれども、調整方針の中で1番は当然だろうと思えますし、気になるのは2番の点でございますけれども、消防団という非常に重要な団体のあり方として、やっぱり合併までに可能か不可能かは別にしましても、できるだけ合併までに団の組織、そして分団の組織、あるいは活動方法とか、特に組織、それから管轄区域等々、やっぱり現行のままという考え方よりも、まだ1年と2カ月ぐらいあるものですから、できるだけ合併までに統一としてきちんとした新しい体制をつくり上げるべきではないかと、私はそんなふうに思うんですけれども、これは当然現職の消防団の関係者の皆さんも入って協議していることかとも思いますが、やっぱりあり方として新市ができたときには、特に消防という関係は新しい体制で分団まできちんと整理をしてスタートすべきではないかと、そんなふうに私は思いますけれども。そして、特に消防団だけでもろもろの活動ができるわけではありませぬので、もしおわかりでしたら常備消防、今後どのようになるか、その辺もちょっとお伺いしたいと思っております。

松井事務局長　ただいまのご質問で、まず1点目の消防団のあり方については合併時まで統一を図るべきではないかというようなご意見だと思っておりますが、確かに調整方針としては合併時まで統一をしてやるべきというのは大前提でございます。そして、調整が難しいようなもの

につきましては、あるいは新市になってからいろいろな状況を勘案した中で決めていくべきだ
というものにつきましては新市において調整すべきという大きく2つに分かれようかと思いま
すが、消防団のことにつきましては、これは市民、住民の財産や生命を守るという意味で非常
に重要な位置づけにあるわけでございます。

そういったことで、合併時に現在の消防団の消防力、こういったものが低下しては、まずい
のではないかというようなことを一番懸念したわけでございます。そして、定数につきましては
はそれぞれ消防団、前回の資料になりますけれども、1市2町それぞれ団員数も大きく異なっ
ておりまして、それから地域の実情、地域の特性、そういったこと、あるいは過去のいろん
な経緯を踏まえて、現在の消防団の組織が構成されているというふうに思っておりますので、そ
の辺は慎重にやらなければいけないのではないかという考え方のもとに、合併した後にいろん
な消防団の地域の事情等をよく踏まえた上で調整をしたいという考え方に基づいたわけござ
います。

それと、もう一つは、常備消防のお話ございましたけれども、協議会では今年の会議の中
で一部事務組合は、菊川町、小笠町も含めた現在の1市4町の一部事務組合でやっていくとい
う協議方針を示してございます。ただ、菊川、小笠の協議会の方は、まだその一部事務組合の
取り扱いが協議の案件に載っておりませんので、まだ正式にこちらと具体的なことを詰めてい
くという段階に至っておりません。そういったこともありまして、常備消防がどうなるのかと
いうことも消防団の活動をしていく上では大きな要因になりますので、そういったことも踏ま
えますと、特に菊川町の方は来年1月の合併でありますので、うちの方は3月ということで2
カ月のずれがございますので、その間に常備消防も大きな変化がある、消防団も大きな変化が
あるということになりますと、どうしても財産を守る上での消防力といいますが、その低下と
いうのは絶対にあってはならないことだというふうに考えたわけでございます。

そういった意味で、この消防団の取扱いにつきましては、定数も含めて、地域のエリアも含
めて、合併後によく時間をかけて慎重に対応していったらよろしいんじゃないかということで
この提案をさせていただきました。

以上です。

榛村純一会長 水野委員。

水野 薫委員 説明はよくわかりますけれども、新しい市ができて、当然これは新しい市がで
けると同時に消防なんか一つの本部があって、命令系統はきちんとすべきである。ですから、
それは分団関係もできるだけ合併までに整理をしたらいかがですかと、私はそう申し上げてい

るんですけれども、物理的に、あるいは時間的に、そして歴史まで鑑みると非常に難しいという説明ならそれもわかるんですけれども、しかし考え方として、できるだけ新市がスタートするときには消防も新しいスタートができるように本当はもう少し、さっきの言葉の使い方ではないが、文言の使い方として速やかに、できれば合併までに努力をするぐらいというのは、私は書き込むべきではなかったかなとそんなふう感じたものですから、できなければできないで結構ですけれども、それがあり方じゃないかなと私は思いますけれども。

榛村純一会長　正直なことを申し上げますと、消防のあり方については議論が少し遅れているんですね。特に、本部のあり方とか本部の位置とか、消防署との兼ね合いとか、4町は4町で広域消防を考えてこられたし、掛川市は掛川市で考えてきたものを、その途中から、1年前から急にこういう合併の枠組みになったものですから、消防本部、消防署について議論が遅れています。これを早急に詰めた上で考えないといけない。

消防団の方は、もう少し別の意味で行政と違って自主的な組織でもありますので、できるだけお願いして、早く消防団からでも一元的になるように努力いたしたいと、このように思っています。消防本部の位置は、4町で進めてきた路線と1市だけでやってきた路線をどこで、それぞれ消防力が強化されるという形でどういう決着をつけるのがいいかというのがちょっと対応が遅れておりまして、申し訳ないですが、先ほど、大倉町長さんから話があり、私が言っているとおり遅れているので、鋭意詰めていく以外にないということですので、そうさせていただきたいと思いますが、この間聞いた話では、今まで4町でやろうとしていた本部の土地が広過ぎるとか、値段が高過ぎるとか、そういう話もあるやに聞いていますけど、どこに本部を置けばいいか。それから、消防署という実際に動く拠点ですね、拠点と本部はもちろん一緒の方がいいんでしょうが、別々になった場合にどうだとか、少し人口集中地区、建物集中地区が何か所かになりますから、これは工夫が要ることだと思います。川口さん、この間ちょっと議論したけれどもいいかな。

川口　・委員　先ほど、うちの町長が会長に申しあげましたように、この関係の調整が遅れているということでございまして、現段階では遅れているということを申しあげて答弁に代えさせていただきます。

榛村純一会長　掛川市消防長。

石山消防長　掛川市消防本部の消防長、石山と申します。

消防団のことについて、若干今までの経過を報告したいと思いますが、消防団は静岡県消防協会の小笠支部、これが掛川ほか5町、浜岡まで含めて活動をしているわけでありまして、そ

ういった間柄の中で1市2町の枠組みの消防をどうしようかということで、今日提案させていただいている案件について、消防団同士でいろいろ協議をしているところであります。

問題といたしますか、例えば報酬等の格差があるとか、いろいろそういうことも含めまして協議をしているわけではありますが、いずれにしても掛川市の消防団になるんだということの統一した見解の了承を得ているというところであります。細かい点については、これから協議をして調整をしていくということでもありますけれども、足並みをそろえて合併時には掛川市消防団でスタートするというところの一致を見ているところであります。

以上です。

榛村純一会長 松本委員。

松本恵次委員 松本です。

今お話もありましたように、調整中ということだと思いますが、今後、調整をしていく中でひとつお願いしたいのは、消防団の皆さん、本当に早朝から訓練をしたり、また火災出動のときには会議を放っておいても出動されて大変苦労して頑張っておられるわけですね。そういう意味では、この手当についても今後の調整ということでもありますけれども、そういう消防団のボランティアでかなりの部分をやっていただいているわけですが、そういう皆さんの努力に報いてあげられるような手当というものは是非、今後調整をしていく中で大いに考慮していただきたいなど、こんなふうに思います。

榛村純一会長 それでは、この消防団のことにつきまして、調整方針のとおりであることでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 ありがとうございます。

では、続きまして、協議第22号 町名・字名の取扱いについてをご協議願います。

この町名・字名については、幸い余り重複した町名・字名はごく一部を除いてないわけですが、何かございますか。

それでは、現行のとおりとするということですが、この調整方針を確認していただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 ありがとうございます。

ご異議なしと認めまして、続きまして、第23号の地域審議会の取扱いについてを議題といたします。

何かございますか。地域審議会について、それぞれ町でいろいろご協議いただいたと聞いておりますが。

それでは、この地域審議会については、それぞれの最寄りの議員さん方でご協議願っているそうですので、大東町さん、大須賀町さん、それから掛川市という順序で相談協議結果をご発表願います。

鳥井昌彦委員　大東町の鳥井です。

先般、地域審議会については2回ほど協議をさせていただきました。一回は、3号委員さんにもご出席を願う中でお話し合いをさせていただきました。大東町議会といたしましては全員が設けるべきということで、選択肢2の方をお願いしたいということで一致してまいりましたので、よろしくをお願いしたいと思います。

榛村純一会長　期間は。

鳥井昌彦委員　期間は、記載のとおり10年ということをお願いしたいと思います。

榛村純一会長　内藤委員。

内藤澄夫委員　大須賀の内藤です。

地域審議会の関係でありますけれども、先立って大須賀町合併特別委員会を開いた中で、議員の皆さん、全員の皆さんがやっぱり審議会はつくるべきだと。行政の方から諮問をしていただくという問題と、もう一つは住民の皆さんからの意見等を聞くということの中で必要ではないかということでありますので、設置するということで決定をいたしました。

そして、期間でありますけれども、5年から10年ということになっていきますけれども、まだ正確には期間については決めておりませんが、その点についても今後詰めていきたいというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

山本義雄委員　掛川市の山本でございます。

掛川市につきましては、今まで協議課題となっていたことを1月6日に特別委員会を開いて協議をしたわけですが、その節には、掛川市はいろいろな委員会がありますので、特別、2町の意見を伺ってやるのが肝要だけれども、現時点では選択肢1でいいじゃないかというようなお話があったわけですが、それぞれの議員あるいは戸塚議長も2町の皆さんの意向を踏まえて再考していただきたいというようなことで、今日の午前中に全員協議会があった後、特別にこの件について協議をしていただいたわけですが、議員の皆さんは、2町が設置するなら掛川市だけないというのも、これはいかがかというような形の中で掛川市も設置したらどうかというような向きの議論がなされましたので、選択肢2でいいじゃないかなというふうに

思うところでございます。

それからまた、期間の話も若干出たわけですが、一部の議員の皆さんについては5年から10年というような話ですが、短い方がいいという、5年ぐらいというような話から、今日の協議の中で期間についてはお任せするというようなお話の結果になりましたので、掛川市としても選択肢2というような形で、議会としてはそのように決定しましたので報告をしておきます。

榛村純一会長 2号議員の協議の経過の説明がありましたが、ほかの委員の方でご質問なりご意見ございますか。

松本委員。

松本恵次委員 松本です。

大東町の意見の方は、鳥井委員からお話をいただいたとおりであります。私も早いころに激変緩和という言葉が出ましたけれども、やはりそういう意味でも特に大東・大須賀地域にあっては変わるところも多くなるんじゃないかなというふうなこともありますので、やはりこういう審議会を設けていただいて、いろいろな意見を聞いていただく場、また住民の方からの意見を持ち上げていくような場があるのが望ましいのではないかなと、こんなふうに思います。

榛村純一会長 ほかにございますか。特にございませんですか。

(発言する者なし)

榛村純一会長 特にございませんようでしたら、1市2町とも設置するという方向のようでございます。

では、期間はどうかという問題もあるわけですが、この調整方針では10年と書いてありますが、委員の任期を一応2年としておりますので、別に相談したものではないですが、余り長く置いておくということは、合併が余り順調にっていないという証拠でもあると思われるので、5年というのは任期が途中で切れてしまいますから、2年3期、6年、その延長を認めることもできるわけですから、その辺でいかがかと思ったんですが、特に首長3人で相談したものではないですけどもどうですかね。いかがでしょうか。

それでは、時間の関係もありますので、地域審議会はそれぞれ設置する。そして委員の任期は2年、それでとりあえず3期、6年。このようなことでお認めいただいたことにしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 ありがとうございます。

それでは、そのように決定させていただきます。

定数について改めて確認申し上げますが、15人以内でよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長　それでは、15人以内という枠内をお願いします。

次に、協議第24号の各種事務事業(その1)の取扱いについてを提案させていただきます。

事務局、説明願います。

松井事務局長　それでは、資料の19ページになりますが、協議第24号　その他各種事務事業(その1)の取り扱いにつきましてご説明申し上げます。

20ページをお開きください。まず、その他各種事務事業の取扱いについてをご協議いただく上での留意点でございます。

1市2町で合併に伴い調整すべき事務事業というのは非常に多くございます。先ほどもお話し申し上げたとおり、およそ1,800項目ほどございますが、そのすり合わせ作業は、今後合併時までに調整していくこととなりますけれども、今回ご協議いただく事務事業の取り扱いでは、これら事務事業を調整していく上で特に住民生活に関わりの深い項目あるいは事業等につきまして、基本的な方針を協議していただくものでございます。したがって、先ほどもご意見がございましたように、今回提案させていただく調整方針、極めて総括的な表現となっておりますことをまずご理解いただきたいというふうに思います。

続きまして、2では、今回取り扱う項目につきまして記載してございます。行政分野に沿いまして23項目を取り上げてございます。なお、昨年5月の第1回協議会では、その他事務事業として25項目を提示させていただきましたが、その25項目の中で、通学区域とその他事業という2項目につきましては今回削除をさせていただきました。通学区域につきましては、学校教育関係事業に含めまして、その他事業は具体的な案件がございませんので削除し、全体で23項目とさせていただきますのでご了承いただきたいと思います。

そして、この23項目につきましては、その1、その2の2回に分けて、その1では(1)から(13)まで13項目を対象に本日ご提案申し上げ、次回2月の協議会で協議をお願いする予定でございます。その2では、(14)から(23)までの10項目を対象といたしまして、次回の2月にご提案申し上げ、3月の協議会で協議をお願いする予定でございます。

続きまして、3の調整の基本方針でございますが、これら23項目を調整する上での基本的な考え方でございます。(1)として、一体性確保の原則、(2)として福祉向上の原則、(3)として負担公平の原則、(4)として健全な行財政運営の原則、(5)として行財政改革推進の原則、(6)として適正規模準拠の原則、これら6項目を基本原則といたしまして調

整に努めるものでございます。

それでは、21ページをご覧いただきたいと思います。順番に従いまして調整方針をご説明申し上げます。

なお、23ページ以降に調整方針に関連した資料をつけてございますが、説明とあわせてご覧いただくようになりますので、あらかじめご承知いただきたいと思います。

まず1番目は、姉妹都市・国際交流についてでございます。関係資料が24ページ、25ページにございますので、そちらをお開きいただきたいと思います。

現在、1市2町における国際姉妹都市は、掛川市がアメリカのオレゴン州ユージン市、それから大須賀町がアメリカのニューヨーク州コーニング市でございます。また国内では、大東町が岩手県胆沢町と、それから大須賀町が岐阜県岩村町とそれぞれ姉妹都市提携をしております。提携に至った経緯等につきまして記載のとおりでございます。

これら姉妹都市の調整方針でございますが、国際姉妹都市につきましては、現在の友好関係を維持し、新市においても市民の国際交流や国際化に向けた施策を積極的に推進するため、新市にそのまま引き継ぐものという方針でございます。また、国内の姉妹都市につきましては、これまでの経緯、実情、提携先の意向等を確認しながら合併時までに調整するというところでございます。

それから、1市2町でそれぞれ実施をしております国際交流事業、これらにつきましては、姉妹都市交流事業の一環として進めているものもございまして、これまでの経緯、実情等を踏まえた上で統合又は再編するものでございます。

次に、調整方針の2番目、男女共同参画事業についてでございます。26ページ、27ページをご覧いただきたいと思います。

男女共同参画につきましては、平成11年に男女共同参画基本法が制定をされまして、1市2町においても法の趣旨にのっとり計画策定、条例を制定するなど、男女共同参画社会を目指した特色ある取り組みがなされております。男女共同参画計画につきましては、現在1市2町それぞれにおいて策定がされております。また、男女共同参画条例は、掛川市と大須賀町において制定がされております。これら計画や条例等は、新市が新設合併であるということから、合併と同時に効力を失うことになります。

したがって、調整方針といたしましては、(1)として、男女共同参画計画につきましては、現在の計画を踏まえ新市において、速やかに策定するものでございます。(2)としまして、男女共同参画条例につきましては、新市において新たに制定するものでございます。

次に、3番目の広報広聴事業についてでございます。28ページ、29ページをご覧くださいと思います。

広報紙につきましては、現在掛川市では月2回、大東町、大須賀町では月1回発行し、全戸配布がされております。また、広聴事業ではモニター制度として、掛川市では月1回、大須賀町では年2回程度モニター会議を開催し、広報紙づくりやまちづくりについて住民要望の把握に努めております。

また、地域に出向いて行って直接住民と語り合うシステムといたしまして、掛川市では市民総代会がございますが、18地区での地区集会と年1回の中央集会が開催をされております。大東町では、まちづくり懇談会としまして、各行政区の要請に基づき適宜開催をされ、大須賀町では町政懇談会として、町内全自治区の12会場で開催をされております。

これら広報広聴事業における調整方針でございますが、(1)として、広報紙につきましては月2回の発行を原則とし、掛川市の例により調整するものでございます。(2)として、市政モニター制度等の広聴事業につきましては、市民の意見を広く聞けるシステムを新市において速やかに構築するというものでございます。

続きまして、4番目の情報公開・個人情報保護制度についてでございます。資料は30ページから33ページになります。

情報公開制度は、行政機関が保有している情報を知りたいと思うときに一定の条件のもとで誰もが自由に知ることができる権利を保障するものでございます。地方分権の進展に伴いまして、自己決定、自己責任の原則が求められている今日、住民参加による開かれた行政、透明性の高い行政運営を実現する上で情報公開制度は非常に重要な施策でございます。1市2町においても、平成11年に情報公開に関する法律が制定されましたのを受けて、それぞれ条例が制定されております。その内容につきましては、細部において多少の違いはございますが、基本的な部分では、ほぼ同様の内容となっております。

また、情報公開制度と切り離せないものとして、個人情報の適正な取り扱い、個人の権利、利益を保護するための個人情報保護条例がございます。1市2町では、現在掛川市においてのみ制定がされております。

以上のことから、情報公開条例及び個人情報保護条例の調整方針につきましては、掛川市の例により合併時に制定するものでございます。

続いて、5番目の地域振興事業についてでございます。資料は34ページから39ページになります。

ここでの地域振興事業では、自治会に関連した取り扱いが主なものでございます。自治会は、行政と住民との協働によって、よりよい地域、よりよいまちづくりを推進する上で欠くことのできない組織でございます。現在、1市2町における自治会組織の数、基本的な活動単位としてカウントいたしますと、掛川市では142、大東町では15、大須賀町では12の組織となっております。そして、それぞれ連合組織を形成し活動が行われおります。これら自治会組織は、それぞれの地域性あるいは長い歴史の中で培われてきたものでございまして、組織、規模、名称等においてそれぞれ独自の体系をなしてございます。

自治会と行政との関係でございますが、広報紙や各種行政文書等の配布を初めといたしまして、環境、福祉、防災等あらゆる行政施策に深く関わりを持っておりまして、合併後においても引き続き円滑な協調関係を維持し、そして必要な支援を行っていくことが大切でございます。

現在、1市2町がそれぞれ自治会に依頼している事項はほぼ同様でございますが、これまでの自治会と行政との関わり方の違いから若干の相違点が見られております。また、自治会へ交付されている補助金、交付金、これらにつきましても、金額や算出根拠、交付内容等に違いがございます。特に、区長会連合会への補助金や区長等への交付金、報酬の額、こういったものにつきましては1市2町間で大きな格差が生じておりまして、調整する上での大きな課題となっております。

自治会と行政とは常に密接な関係にあり、住民生活への影響も大きいことから、自治会への依頼する事項や関わり方につきましては、新市全域において統一されることが必要でございます。

このため、調整方針といたしましては、(1)として、現在1市2町それぞれに組織されております自治会連合会組織につきましては、新市の一体性を確保するため、合併時に統合するよう調整するものでございます。(2)として、自治会への交付金につきましては格差が大きいといたし、現行の予算総額の範囲内を基本といたしまして、合併時に統一するよう調整するものでございます。(3)として、自治会事業への補助制度につきましては、合併時に統一するよう調整するものでございます。

続きまして、6番目の交通関係事業でございます。資料40ページから43ページになります。

ここでは、交通安全対策事業と自主運行バス事業を取り上げてございます。

まず、交通安全対策につきましては、1市2町では現在交通安全基本法に基づきまして、それぞれ交通安全対策協議会が設置されております。また、市民、町民を交通事故から守るため、主に街頭での交通指導等を行う交通安全指導員、大須賀町では指導隊とっておりますが、民

間で組織をされております。これら組織の形態や活動内容は、1市2町の事情によりまして若干の違いはございますが、掛川警察署管内ということもございまして、大きな違いはございません。

このようなことから、調整方針といたしましては、現在1市2町それぞれに組織されております交通安全対策協議会及び交通指導隊につきましては、合併時に一つに統合するものでございます。

また、自主運行バス事業につきましては、42ページ、43ページに現在の運行状況を掲載してございます。掛川市では、路線バスの廃止に伴いまして、交通弱者の移動手段の確保を図るため、7路線15系統が運行されております。大東町では、町内の各地区と大東温泉シートピアを結ぶ路線が町の直営バスとして無料で運行されております。大須賀町では該当がございません。

調整方針といたしましては、これら自主運行バス事業につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐものでございます。

続きまして、7番目の窓口業務の取扱いについてでございます。資料の44ページ、45ページをご覧くださいと思います。

窓口業務は、住民登録や各種証明書の発行が主な業務でございますが、基本的に窓口業務の内容は市町村によって異なるものではございません。ただ、窓口業務の時間延長や窓口業務に関連して、霊柩車に関する制度につきましては1市2町で違いがございますので、調整する必要があります。

まず、窓口業務の時間延長でございますが、掛川市では現在、毎週木曜日の午後7時まで、大東町では毎週水曜日の午後6時まで、大須賀町では毎週月曜日の午後6時30分まで時間を延長して行っております。業務内容に大きな違いはございません。

したがって、窓口業務の時間延長における調整方針は、本庁、支所において実施するものとし、実施の曜日、延長する時間、取り扱う業務内容等につきましては合併時まで調整するものでございます。また、現在掛川市内の連雀に設置してございます窓口出張所につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐものでございます。

それから、窓口業務に関連をいたしまして、霊柩車の取扱いについてでございますが、掛川市では平成11年4月から、それまで市の直営で行ってございました霊柩車業務を廃止いたしました。廃止に伴い、民間業者の霊柩車を利用する場合は1体につき1万円を助成してございます。大東町、大須賀町では、2町で霊柩車運営協議会を設置いたしまして、共同で管理・運営を行っております。

この霊柩車の取扱いの調整方針といたしましては、大東町、大須賀町の直営方式を廃止いたしまして、掛川市の例により助成制度により実施するものでございます。

続きまして、8番目の防災消防関係についてでございます。資料は46ページから49ページになります。

現在、1市2町では災害対策基本法に基づきまして、地域防災計画を策定いたしまして、災害対策に努めているところでございます。特に、静岡県は東海地震の危険が叫ばれている地域でもございますので、地震対策につきましては詳細な防災計画が定められております。また、大東町においては浜岡原子力発電所との関連から、県の災害対策重点地域に指定されておまして、原子力災害対策をあわせ持った計画となっております。

防災体制では、行政が設置する災害対策本部と自治会を中心とした自主防災組織が連携をいたし、地域防災訓練等の実施、防災資機材の整備が行われております。その活動自体に1市2町間で大きな違いはございません。

また、48ページの防災無線につきましては、同報無線や地域防災無線等災害時の確実な通信体制の確保が必要となりますけれども、現在1市2町において周波数が異なり、それぞれが独自の方式、配置を採用しておりますので、統合整備が必要となってまいります。

このようなことから、防災消防関係事業の調整方針といたしましては、(1)として、地域防災計画については新市において速やかに策定するものでございます。(2)としまして、災害対策本部につきましては、新市の行政組織に即した新たな体制を合併時までに構築し、自主防災組織につきましては現行の組織を存続するものでございます。(3)として、防災無線につきましては、統合整備に時間を要するということもございますので、速やかに整備計画を策定し、新市において計画的に整備するものでございます。ただし、同報無線につきましては緊急放送が同時発信できるよう合併時までに整備するものでございます。

続いて、調整方針9番目の生活保護事業から、最後の13番、障害者福祉事業の5項目につきましては、福祉事業に関する項目でございます。これら福祉関係の事業につきましては、それぞれ関連する個別法によりまして市町村の責務が規定をされております。福祉関係の事業は、直面している少子・高齢化への対応、障害のある方々への自立支援等多岐にわたって実施されておりますが、これらの多くは国や県の制度に基づいて実施されているのが現状でございます。

したがって、福祉事業に関する調整方針の原則といたしましては、基本的に国や県の制度に基づいて引き続き実施することが前提となります。また、1市2町独自で実施している事業につきましては、新市全体の均衡を保つよう統合または再編することを原則といたしており

ます。

そのような状況を踏まえて、9番の生活保護事業以降を説明させていただきます。生活保護事業に関する資料は50ページ、51ページになります。

生活保護事業は、生活に困っている人に対し最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自らの力で生活ができるよう自立を助長することを目的として、生活保護法に基づいて国の制度として実施しているものでございます。生活保護の決定や実施に関する事務は、福祉事務所が設置されている市においてのみ実施できるということから、掛川市は市の福祉事務所で実施をしております。大東町、大須賀町では県において実施がされております。また、1市2町独自の事業では、所持金がなくなった旅行者、行政用語で旅費欠者というような言い方をしておりますが行旅者に対する旅費の支給制度がございます。

以上のことから、生活保護事業の調整方針としましては、国の制度に基づき引き続き実施するものとし、1市2町独自の事業につきましては統一するものでございます。

続いて、10番の高齢者福祉事業についてでございます。資料は52ページから57ページになります。

高齢者福祉に関する事業は、老人福祉法を初め関連する個別法におきまして地方公共団体の責務が規定されております。法に基づいてさまざまな事業が実施されているところでございます。また、市町村独自の事業も多く行われております。高齢者福祉に関する事務事業、1市2町全体では54項目ほどございますが、内容が同じものもあれば、サービスに違いがあるものまでさまざまでございます。資料では、そのうち1市2町において差があるものの主な事業につきまして掲載をいたしました。

これらの調整方針としましては、(1)として、国県の制度に基づく事業については引き続き実施するものとし、1市2町独自の事業につきましては、新市全体の均衡を保つように統合または再編するものでございます。ただし、合併時までに統合又は再編が困難なものにつきましては、新市において速やかに調整するものでございます。(2)としまして、老人福祉法並びに老人保健法に定められております高齢者保健福祉計画につきましては、合併時までに新市の計画を策定するものでございます。

続きまして、11番の児童福祉事業でございます。関連ページは58ページ、59ページでございます。

児童福祉に関する事業は、児童手当や児童扶養手当等でございますが、これらも国や県の制度に基づいて実施をされております。1市2町間で取り扱いに差があるものではございません。

また、独自の事業といたしましては、児童育成計画、大東町では子育て支援計画とっておりますが、これらの計画は児童の育成、子育て支援等を計画的に推進するために作成されております。また、昨年の7月ですが、新たな法律といたしまして、次世代育成支援対策推進法が施行されまして、子育て支援や子供の良好な環境づくりの推進に必要な行動計画といたしまして、次世代育成支援行動計画の策定が義務づけられました。そのため、平成16年度に1市2町で統一した計画を策定することが予定されております。

そのほか、放課後の学童保育につきましては、掛川市では5カ所、大東町・大須賀町ではそれぞれ2カ所ずつ実施がされております。また、遺児等への手当支給事業は、掛川市と大須賀町で実施がされております。

これらの調整方針といたしましては、(1)として、国県の制度に基づく事業につきましては引き続き実施するものとし、1市2町独自の事業につきましては、新市全体の均衡を保つよう統合又は再編するものでございます。ただし、統合又は再編が困難なものにつきましては、新市において速やかに調整するものでございます。(2)といたしまして、新法に基づく次世代育成支援行動計画につきましては、合併時までに新市の計画を策定するものでございます。

続きまして、12番の保育事業につきましては、その主なものは保育料でございますが、保育料につきましては、第6回の協議会の中で既に協議済みとなっておりますので、今回は保育料を除く延長保育あるいは一時保育、子育て支援センター等の取扱いに関する調整方針でございます。

これら保育事業の調整方針につきましても、国県の制度に基づく事業を初めとして、現在実施しております保育事業は現行のとおり引き続き実施するものでございます。

最後に、13番の障害者福祉事業についてでございます。資料の方は62ページから67ページになりますが、これら障害者福祉事業につきましても、これまでの福祉事業と同様に法律に基づいてさまざまな事業が実施をされております。これら障害者福祉事業につきましては、1市2町全体で70項目ほど事務事業がございますが、資料ではそのうち特に差異のある主な事業につきまして掲載してございます。

それから、障害者のための施策を推進する障害者計画、これにつきましては現在、掛川・小笠地区の1市5町による広域計画として策定がされております。

これら障害者福祉事業につきましても、法律に準拠した事業が中心でございますので、調整方針といたしましては、(1)として国県の制度に基づく事業につきましては引き続き実施するものとし、1市2町独自の事業につきましては新市全体の均衡を保つよう統合又は再編する

ものでございます。ただし、統合又は再編が困難なものにつきましては、新市において速やかに調整するものでございます。(2)として、障害者計画につきましては、掛川・小笠1市5町による現計画が平成19年度まででございますので、現行の計画をそのまま新市に引き継ぐものでございます。

以上、長くなりましたが、協議第24号 その他各種事務事業について(その1)でございますが、説明をさせていただきました。

榛村純一会長 ご苦労さまでした。

13項目の説明があったわけですが、なかなか大変な内容、それぞれまた重要な内容であります。これについてご質問を受けたいと思いますが、あと議題としましては住民説明会のことと、それから新市の名称の抽選の2つだけになっておりますので、余りに膨大な説明をいたしましたので、ここで10分間休憩させていただいて、その間に何か点検することは点検していただきたいと、このように思います。

それでは、休憩いたします。

休 憩 午後3時30分

再 開 午後3時40分

栗田事務局次長 それでは、ただいまより会議を再開いたします。

榛村会長、よろしく申し上げます。

榛村純一会長 会議を再開いたします。

先ほど13項目の提案説明をいたしましたが、これにつきまして、ご質問ありましたら、確認事項ありましたらどうぞ。

水野委員。

水野淳子委員 大東の水野です。少し教えてください。

窓口業務のところ、掛川市の市役所の出張所がありますが、その市役所に詰めている人は何人いらっしゃるって、それからどれぐらいの利用者があるのかということも1点。

それから、霊柩車の件ですけれども、掛川市の例にならうということで統一するようですけれども、霊柩車の利用料金というようなものもちょっと教えていただけたらと思います。

松浦市民課長 掛川市の市民課長の松浦でございます。

まず1点目、連雀の出張所でございますが、これは1日に大体66名ぐらい平均来ています。現在は、臨時職員が2人でやっています。

霊柩車でございますが、霊柩車は、掛川の場合ですと年間500人、前年度は585名、その前

が 519名、大体そのぐらいの推移で亡くなられておりまして、届け出に来たときに助成金として1件について1万円を助成しております。

水野淳子委員 料金が助成金で賄えるわけですか。

松浦市民課長 一番近いところの上内田では、十分賄えますし、明ヶ島とか原泉の山の奥の方は45キロから46キロございますので、1万円ではちょっと出るかもしれません。業者は、掛川の場合ですとJAやすらぎと出雲殿と西光寺とありまして、陸運局の許可を取るについて、それぞれグレードが違いますので、安いところ、あるいはちょっと高めのところということでそれぞれがありますので、採算の合うところというか、帳尻が合うところと少し個人負担が出てしまうところと出ているのが現状です。

榛村純一会長 よろしいですか。

ほかに、鈴木委員。

鈴木治弘委員 1点お尋ねをいたしたいと思います。

地域振興事業で各自治会に対する補助金と交付金を合わせて1億1,500万円を上限として各地域へ配布をするというような話を聞いた記憶がするんですけども、そうしますと、ここにある資料で各1市2町、総体がそれだけの数字だというふうに思いますが、どの町が幾らでというふうにわかりかねますけれども、今までもらっていた各自治会の補助金の額を保障するのか、がっかり落ちる地域があるのか、そこら辺をちょっとお尋ねをしたいと、このように思います。

松井事務局長 現在の1市2町の区長さん、あるいは自治会等への交付金、これは種類も交付金であったり、あるいは補助金であったり、あるいは報酬ということで制度がまちまちでございます。しかも、金額も1市2町で大きく基準が異なっておりますので、どこの制度、どこの金額に合わせるといったそういうレベルでの調整というのはできないというふうな考え方しております。それから自治区の規模につきましても、1市2町いろいろな幅がございまして、平均世帯数をとっても1市2町間で大きな差があるということで、その辺の交付金の基準を決めるには非常に難儀であるというふうに考えております。

そういう意味では、スクラップ・アンド・ビルドというような考え方も必要になってくるんじゃないかなと思っております。合併を契機に、そういう新たな制度、仕組み、こういったものを構築するのが基本的にはよいのではないかなというふうに考えております。

したがいまして、ここで調整方針の中で予算の総額の範囲内ということを入れさせていただきましたのは、そういう背景があって、高いところのものに合わせると極端な金額になってし

まうし、低い方でもいけないという、その基準、目安としては現在支払われている予算の総額の範囲内を一つの基準にして、その範囲内で新たな仕組みをつくって見たらどうかということでございます。

榛村純一会長　　今の答弁でちょっとわかりにくいかもしれませんが、自治区制度はそれぞれ大東も大須賀も掛川も、区の性格も違うし、大きさも違うし、区長さんをお願いしている内容とか権限もかなり違うんですね。ですから、高いとか安いとか言えない面もありますし、それからまた守備範囲も 400戸、800戸の区長さんもいれば、十数戸なんていう区長さんもいらっしゃる。ですから、本当にまちまちな自治区になっているんですね。さらに、市の意志あるいは町の意志を伝えるのに、掛川の場合 142人区長さんいらっしゃるんですけども、その中間に理事区長というのがいらっしゃるわけです。昔の村長みたいな立場になっているんですけども、それからまた 142人に伝わるようになってはいるんですが、そのように組織も違う、人数、規模も違う、権能も違う、報酬や交付金も違うと、これぐらいまちまちなものはないんですよ。ですから、快刀乱麻を断つようなことにはいかないんですが、一番大事なことであるんですね、自治区の場合は。ですから、今後慎重に検討し、それからここで協議しているのは団体自治を協議しているわけです。住民自治はここでは協議されていないんですね。住民自治は自治会同士でやってもらうとか、自治会の要望もよく聞かなきゃいけないと、こういうことになるわけです。

そういう過程の中で、この次の協議会までにいろいろ研究していただいて、当局としても研究して、もう少しちゃんとした方針なり調整ができなければいけないんですが、やっぱり時間がかかる問題もあるので、区長のなり手がなくてどこでも言っているんですけども、だからなり手があるようにしなければいけない。それから、いろいろな意味での地区の大事な世話役ですから、住民自治のあり方ということはよく協議して、また小櫻先生のような学識経験者のご意見もよく聞いてしかるべき調整をしたいと、こういうことです。

鈴木治弘委員　　調整の中で最も難しい問題だというふうによく理解ができますけれども、ただ、素朴な感情として仕事が減る分には区長さんも何らとやかく言う筋はないというふうにしてありますけれども、交付金、補助金が従来もらっていた額よりがたっと減ることについてはかなり抵抗があるのではないかなと。合併してこんなに交付金が減ったんじゃないという話になりかねないと、そんなふうにも思うものですから、できれば当初よく言葉に出されました激減緩和とどうか、ある程度そういう穏やかに新しい市のあり方に移行するようなひとつ配慮をお願いしたいなと、そんなふうにも思います。それは希望でございます。

榛村純一会長　当然そういう配慮をしなければ、今度は住民自治の方々が動かなくなってしまうとか、住民自治組織を大事にするというのが一番新しい都市として大事なことだと思いますから、注意していきたいと思います。

ほかに。原田委員。

委員（原田新二郎君）　この20ページに負担の公平の原則ということが書いてありますが、この公平という言葉は私は非常に難しいことだと思うんです。いろいろに解釈できると思うんですね。会長は、この公平の解釈というのをどういうふうに解釈しているかちょっとお聞きしたいと思うんですが。

榛村純一会長　これはなかなか難しい問題で、公平と公正という言葉があります。要は、先ほどの国保でもそうですが、応能応益という場合に、利用者の立場で応益に公平性を期するか、所得と固定資産税の力に応じて税金が決まった方がいいという応能の方をとるか、それもどれが公正でどこまでが公平だというのは非常に議論が難しいので、原田委員は何を具体的に公平・公正論、ちょっと具体的にどの分野についてのことをおっしゃっているのでしょうか。

原田新二郎委員　介護の問題でございます。

榛村純一会長　介護は、一番基本は福祉について公平であるというのは、どこまで弱者を救わなければいけないか。弱者は全部よりかかっちゃって、これは悪平等ではないか。あるいは、福祉は再配分所得率が25%以上を超えると、これは悪平等である。あるいは、国民の活力がなくなって自助努力する人がなくなっちゃうと、こういうような議論がありますが、公平理論というのは非常に難しいので、今ここで一概に言えないんですけども、どういう点がお尋ねでしょうか。

原田新二郎委員　公平というのは、ごく簡単に申し上げますと、例えば我々の本当の身近な問題でいきますと、区費というのがありますけれども、区費というのは各市町村や各区で違っていると思うんですが、所得の割合に応じるとか、あるいは不動産の所有率に応じるとか、これが公平だと言う人と、いや全く均等にするのが公平だと言う者もあるわけです。そういうような一つの例を挙げてみた場合、公平というのは非常に難しいことですから、その点市長はどのようにお考えするかということをお伺いしているんです。

榛村純一会長　これはなかなか、それこそ難しいんですが、今のお尋ねの区費の問題になりますと、これは今はみんな働いているようになった。ある程度の現金収入はみんなあるようになった。だから、財産で区費を決めるのは、あるいは所得で区費を決めるのはかえっていけない。みんな自治区の運営は、お金があろうがなかろうがみんな平等に恩恵を受ける、平等に負担し

なきやいかん、それが本当の公平だという新しい考え方があります。

それに対して、古い自治区はやっぱり昔からの、極端な言い方をしますとお家柄の家はもうちょっと出してもらいたいとか、我々は労働者であるとか、そういう差をつける。それが本当の負担に応じた公平で、お祭りの寄附だって何段階もあるということを使う場合もあります。

できれば、近代社会ですから、自治区の区費は余り所得とか財産に関係なくやられた方がいいとは思いますが、なかなかそうばかりいかない点もありまして、掛川市で私は区民としては自分の区しか払っていませんが、山を持っている関係で山村部の区費は幾つか払っているんですね。だから、1人の市民が区費を幾つか払っているという状態もあります。これは不公平かといえば、やっぱりそちらの区の方に財産を持っているんだから、火事的时候は消してもらわなければいかないので、やっぱり山間部の区費も払わないかんということで払っているわけです。

そういうこともあれば、町の中でもやっぱり商店とたな子の関係もありまして、たな子だから余計出すべきだ、いや家主が持つべきだという議論があったり、サラリーマンもあれば自営業もあればいろいろですから、公平原則というのはなかなかできないので、掛川の場合でいえば、自治区の区費は本当に千差万別ですね。そのかわり、区長さんも年間30万円の手当をもらっている区長さんと、全く無報酬の区長さんもある。それから負担する方も、区費がえらい高い区と安い区とある。それは規模にもよるんですね。区の経営の適正規模は約200戸だということをやっていますけれども、それ以下のものも多いしということで、どうしても一つの市で見れば区費がみんな公平でなきやいかんかということ、私はそうじゃないと思うんですね。自治区は自治区ごとに変わっていてもやむを得ないんじゃないかと、こう思います。

原田新二郎委員 わかりました。

榛村純一会長 牧野委員。

牧野勝彦委員 大東の牧野です。

今の原田委員にちょっと関連して、今日はやめようかなと思っていたんですけども、ちょっと質問させていただきですけども、簡単な質問ですけども、負担の公平性で新市において住民負担格差を生じさせないように努めるというふうになっていますけれども、前回、新市の名称を掛川市というふうに決まりまして、それについては何ら異議はありませんけれども、その掛川市ということになって、例えば名称が変わることによって旧大東・大須賀の住民あるいは企業については、名称が変わることによっていろいろな負担がかかってくるというふうに思いますけれども、旧掛川市はほとんどそのままいけるということになりますけれども、例

えばそのかかった分を負担しろとかそういうことではないですけども、明らかに旧掛川市民と大東と大須賀では格差が生じるという現象が起こるんですけど、そういうことについて、新市になった場合、その格差を是正するために何か努力をすることができるものなのか。あくまでもそれは合併のときにそうなった場合はしょうがないものなのか、その辺をもし今ご意見いただければ、それはどんなもんなのかというのをちょっとお伺いします。

榛村純一会長　それは、名前が変わる人たちの方が負担がかかるわけですから、感謝をしなければいけないし、また今回そういうふうに決まったことは掛川市民はありがたいと思っていると思いますし、私はその最終責任者として、大東・大須賀町の方々に感謝しております。それをどういう形であらわすかということになると、これはなかなか難しい問題ですから、合併して良かったとなるように努力するという以外にないわけですね。

それから、名前については、牧野委員がおっしゃったことは、マイナス要素として捉えた場合に名前が変わる人が負担が増えるわけですが、逆に、私が言ってしまうと誤解を招いちゃいかんですが、知名度は上がるとか、あるいは何かに活用していただければ、もっと一つのブランドになると。ブランド強化として考えていただければ、東芝と小さい電気屋さんが一緒になって東芝の方がいいというような要素もある場合もあるのではないかと。だから、できるだけプラス面で考えていただくようお願いしたいし、また掛川市はそう思ってもらえるように努力しなければいけないと、こういうふうに思います。

大倉重信副会長　牧野委員、掛川市と一緒にさせてもらってありがたかったと思っていけば間違いございません。

牧野勝彦委員　よくわかりました。個人の方はそんなに影響ないと思いますけれども、企業とか、大東町とか大須賀に本社機能のあるところは、かなり負担なんかが何十万円ではなくて何百万円ぐらいかかるんじゃないかなということもあるものですから。

榛村純一会長　それは確かにあるんですね。私も途中で覚悟して、ケース・スタディーで掛川市という名前が別の名前になったときに、新幹線掛川駅をその新しい都市の名前にした場合にJRに幾ら負担しなければいけないかということを経験してもらいました。そうしましたら、約5億円いただきたいと言われました。何でそんなにかかるんだと言いましたら、掛川という名前がほかの名前になったときにコンピューターシステムを全部変えて、全国に新幹線の駅は68ありますけれども、その68ある掛川という地名を全部書きかえなければいけないと。そういういろいろなことでいくと約5億円だという話でした。

ですから、大きい会社にしても、たとえ小さくても、やっぱり名前を変えるということは封

筒1枚についても変えなければいけないとすれば、ご負担をかけることになります。ですから、それ以上のプラスを得ていただくように努力して、掛川も努力しなきゃいけないし、皆さんも、よしもうけてやろうという気持ちでお願いしたいと思います。

榛村純一会長 半井委員。

半井 孝委員 大須賀町の半井です。

自主運行バスのことでちょっとお聞きしたいんですけども、掛川市の場合は市内を循環している運行バスというものがあるわけですが、大東町さんはこれはシートピアの温泉への勧誘の直営バスみたいなものがありますが、大須賀町にはそういうバスがないわけですが、将来のことですが、合併後にどのようになるか、今検討しておられることを少しお話ししていただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

大井良質地域課長 掛川市の良質地域課長の大井と申します。よろしくをお願いします。

今言われていましたように自主運行バスということで、一つは、東山とか粟本とか山の奥の方へ行っている黄色いバスですが、平成3年当時から実施しているバス路線が廃止されたところをそのまま継続して、自主運行バスでやっているというのと、それからもう一つは、市街地循環バスということで、これは昨年の5月20日から運行したバスでございます。これは、料金100円ということでございますけれども。現在掛川市では、このままこれを継続していくというふうな考え方でございます。

ただ、大東町さんにつきましては、これは自主運行バスというよりも大東町さんが白ナンバーで、これは自家用車というような形でシートピアの方へ行っているということで、これは道路運送法には全く関係なしに運行されているバスだというふうに聞いております。

それから、大須賀町さんについては、現在ないということですが、この間の専門部会の中では、特に今後の計画というものは全然聞いておりませんので、もし何かありましたら課長の方からお願いしたいと思うんですけども。

半井 孝委員 ちょっと質問内容がわからなかったかと思いますが、大須賀町の皆さんが病院へ通うとき、やはり袋井病院にたくさん行っておられるということです。国保関係でも60%ぐらいの支払いが袋井病院にしているということです。何で掛川の病院へたくさん来ないかというのは、やはり足の問題ですよね。大須賀町のほとんどの方が大東町で乗り継いで行くということはないので、袋井までバスで行って、袋井から電車に乗って、それで掛川へ行き、掛川駅からバスに乗って掛川病院へ行くわけですよ。

そういうことを掛川の人はみんな知っていてそういう返事が来るのかなというのが非常に不

思議なんですけれども、大須賀町と合併するとき、掛川病院へ行くのが非常に不便だなということを知っているかどうかというのは、大須賀町の人ばかりだというのが非常に残念なんですけれども、これから合併と同時にそういう方向性を出しますという話が何で出てこないかなというのが不思議なんですけれども、その点もう一回課長に答弁をお願いします。

榛村純一会長　それはちょっと課長では答え切れないと思いますから私がお答えしますが、当然西大谷とか大須賀町から掛川へ来る道路を改善するという前提が必要ですが、そういう公共的なバス、あるいはそれに準ずる交通機関が必要であろうということは検討しているわけですが、まだ具体的にこうしますというところまではいっていません。

それから、大須賀町の方々のそういうお気持ちはよく承知しております。何となれば、掛川市立病院の総婦長は大須賀町に住んでいまして、大須賀町から通っておりますので、もし今度合併したら病院、医療関係についてはこういうことが必要だということはよく伺っておりますので、その線で研究を深めたいと思います。

松井事務局長　ただいまのご質問の関係で、これは新市建設計画の関係に入ってまいりますけれども、現在小委員会、11回ほど開催をして、その中で重点プロジェクトという中では第一に南北の連携道路というのが一番に上がっているわけですが、その中で交通システムの整備というものもあわせてセットで協議がされております。

そういう中では、当然乗り換えなしで病院なり、あるいは市街地まで来られる足の確保に努めなければいけないというのは、小委員会の委員の方々も問題意識として持っておりまして、新たな交通システムをどういうふうに構築していくのかというのは、これまたもっと深めた議論のときにやっていただくことになろうかと思いますが、現時点で新市建設計画につきましては、予定では3月にまた提案申し上げますが、前回も途中経過としてご報告申し上げた中の重点プロジェクトの中にもそういった位置づけについては記載してございますので、そんな考え方で新市建設計画の中で実現を図っていくことで考えております。

榛村純一会長　ほかにご不明な点、13項目の調整方針についてありますか。

原田委員。

原田新二郎委員　掛川の原田です。

今日の協議事項・提案事項とは全く別の問題なんですけど、二、三日前に静岡新聞の報道で読ませていただきましたけれども、新都市建設ビジョンの中の南北のアクセスをよくするという問題で榛村会長が県と打ち合わせた結果、なかなかどうも問題が多いというような新聞記事をちょっと拝読いたしましたけれども、行政同士の打ち合わせですから、あるいは話してはいけ

ないこともあるかもしれませんが、話してもよろしいというような範囲内についてはちょっとお話し願えれば非常にありがたいと思います。

榛村純一会長　これは、合併の効果と要望で一番多いのは、できるだけ掛川の駅なり市役所なりに、千浜からも、横須賀からも、原泉の方からも15分ぐらいで行けるようにすることが、あらゆる意味で大事だということになっておりますので、これを重点的に事業採択してもらうようにしようとなっているわけです。

それは全部県道です。したがって、県道には2種類ありまして、公共県道と県単県道とあります。公共県道は国のお金がかかり入ったりするわけですが、県単県道は一部地元負担があります。そういう中で、県には県の合併以前からつくられている県道の整備計画がありまして、1次整備が終わったものとか、もう整備が改良済み、あるいは未改良といろいろあるわけですが、我々が希望する1市2町の道路改良整備、これを一挙に特例債やその他合併のてこでやることを期待し、またそれだから合併しようということになったと思うんですが、県の台所が不自由だということもあります。合併が同時に起こったものですから、全部そういう合併には道路問題がついて予算要求が出るわけですね。そうすると、県が応じ切れないということもあります。

それから、特例債の使い方についてもいろいろな縛りがあると。それから、県の県道計画の整備計画が一応終わったところだったものを上へ上げて、もっと2次改良までやっちゃうところまでいかない、1次改良が済んでいたら順位は下だという解釈があると。だから、県の県道整備計画をもっと見直してもらわなければならない。

そこで、私が知事さんとお話ししたのは、知事さんも私も、それじゃ今までは道路を整備するときは格を上げて県道にしてくれ、そして整備してくれと言ってきたんですが、県道でやれないというなら格下げして市町村道にして、そのかわり特例債を使って早くやっしまおうと、そういうことも検討したらどうだということで、そこまでは意見が一致したんですが、最近になって、それをやると県の交付税の算定は県道の延長距離だとか、そういういろいろなもので算定されているので、県道を減らしてしまうと県の交付税が減ってしまうということもある。我々が予測しなかったようなネックがいろいろ出てきたということです。

したがって、今後合併についてのクォーター計画、つまり15分計画と言われているものについてきちんと箇所づけをして、それで県道として整備するものと、それから承認事業として整備するものとの区別をした上で、できる限り所期の目的を達成するようにしなければいけないんですが、なかなかそれが認められないというか、優先順位を格上げできないと。そう

すると、従来からの進み方になってしまうのが困るということを使ったわけです。

これについては、助役が国交省の人間ですので、そちらから道路について説明してください。

小松正明委員　市長の方からお話がありましたけれども、事務局の方も頑張っただけで県にお話をしているんですが、一番の問題は今の合併の道路は県道がほとんどなんですが、県道整備になると、まず県がこちらの思惑どおりに簡単には動いてくれないというのがまず1点です。

では、新市になったら新市の予算でやると。そのときに、ぜひ特例債95%に適用される7割償還の特例債を適用させていただいて建設を促進させてほしいという要望を県に出しているんですが、これもまかりならないというのが一番の問題であります。というのは、ものはできますが、財政的な裏づけが非常に薄くなってしまうというのが問題です。

それは何故かという、特例債というのは国からの交付金制度なので、今やろうとしていることは県道を市が承認工事といって、県の財産なんだけれども市が整備をしますのでやらせてくださいと。できたものは県道としてお返しをしますので県で管理してくださいと、こういうことでやらせてもらおうと。そのことに特例債を充当してもらおうという思惑でやったんですが、交付税のそもそもの制度として、その町の財産になるものに対して市がつくるのであれば、市の財産に対して交付税という形で見返りを差し上げましょうという、そもそもの制度的な考え方なので、市がつくって、それを県に返すのであれば、そもそも県がつくるべきであるということから、市に対する交付税という形での償還は認められないというのが国あるいは県の今のスタンスなんですね。

こここのところがなかなか突破できなくて、市長と知事さんの間でもお話をいただいたんですが、知事さんの方は、それなら、市の特例債を適用するのであれば市道にして市で整備しなさいということで簡単におっしゃるんですが、今言いました交付税というのは、県道だと県道管理ということでもの凄く国から県道管理にお金が行くんですね。割のいいお金が行く。ところが、市道の管理というのは、これは市にとっては大事かもしれないけれども、県や国や広域の行政からするとそれは重要ではないので、少ししか管理費は出ないよということで、市道にさせていただくと管理費がかかるわりには国からのもらい分は少なくなってしまうと。それよりは、県道として県で管理してもらった方が地域にとってはお金がたくさん落ちるという今の財政システムの構造になっているという、大変大きなその構造を合併の議論という地域のお話の中ではなかなか崩せていないんですね。このことが段々議論を深めてきた中で、道路を合併で促進しようという思惑と、なかなか財政的に結構苦しくなりそうだと、楽観はできないなとい

うお話になっているということの問題であります。

小櫻先生もいらっしゃいますけれども、合併のビジョンの中ではそういう場合は新市の中の単独事業でもできるという前提の財政の組み方でシミュレーションをちゃんとつくっていきこうということでやっていますから、約 101億円と言われているような事業を何とか10年間で道路整備に充てようということにしていますが、これの幾ばくかが県道として整備されるか、あるいは特例債を充当させていただくということになれば、新市の財政において非常に楽になるというか、新市の財政にとっては大変プラスになるということであります。

今はそれなしでも何とかやれるようなプランにしてありますけれども、今後10年間の財政を考えれば、あるいは今の交付税制度を前提にしているシミュレーションということを考えると、これから国の財政が厳しい中で交付税制度もどんどん厳しくなるに違いないということを少しでも予想すれば、やはり少しでも身軽な形、あるいはより多くの国費の充当なり県費の充当が与えられる中での新市の建設に進めていきたいというふうに思うのは当然でありますので、そういうことを含めて、市長以下、さらに県に、あるいは霞ヶ関方面でもいろいろな手づるの中で積極的に働きかけていきこうと、こういう段階だということだけとりあえずはご報告させていただきます。

原田新二郎委員 よくわかりました。ありがとうございます。これからもひとつ十分頑張ってくださいと思います。ありがとうございます。

榛村純一会長 小櫻先生、何かありますか。

小櫻義明委員 小委員会に入っておられる委員の方は御存じだと思いますけれども、合併特例債で実際にどれだけ使えるかという形で、財政計画を立てる中で議論をして具体的に県と折衝してみると、そんなに使えるものではないということが段々見えてきたという状況の中で、何とかという形で県といろいろな形で折衝をしていただいていると。そういう意味で、是非これからは県・国と何とかやり合って、有利な条件というのをぜひ引き出していきたいという具合に思っております。

それから、先ほど公共交通について、自主運行バスについて話が出ましたけれども、小委員会の中では道路というものがやはり最優先でいろいろ議論されていたものですから、その辺のように、いわば交通というものを踏まえてやるかという議論がやや遅れ気味になっているんですけれども、自主運行バスという形で現実にやられている、あるいは町営バスというのがあるんですけれども、これから1市2町を含めてどういう公共交通の体系というものを組み立てていくか、そういう議論をこれから少し本格的に始めようと思います。

ただ、自主運行バスというのは全国的にかなりやられているんですけども、私はかなり財政的な負担とか、利用率が高いところはいいんですけども、利用率が低いところもかなりあるものですから、私個人のことで、これはこの前の静岡新聞にもちょっと載ったと思うんですけども、ヒッチハイク送迎システムというものを少し提案してしまして、要するにバスが来なくても車は走っていると。だから、お互いに乗っけ合いをするような、そういうシステムというものをつくって、そういうところに行政が補助を出した方がコミュニティーだとか人間関係だとか、そういう点でも円滑にいくんじゃなかるうか。

ただ、これについては運輸局の方でのさまざまな規制がありまして、これは町中における障害者や高齢者の送迎ボランティアという、そういう問題とも絡みますので、すぐには実現は無理だと思いますけれども、ただ、市民がお互いに乗せ合いっこするような、市民が参加・参画するような新しい公共交通というのを中・長期的にはちょっと考えていいんじゃないかなと、そういうことを思っております。

榛村純一会長　それでは、ほかに不明な点がなければ、これを次回の第10回協議会に報告しますが、それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長　ありがとうございました。

それでは、続きまして最後の議題ですが、会議次第4のその他の住民説明会の実施についてお諮りします。

栗田事務局次長　それでは、住民説明会の開催についてご説明申し上げます。

資料の68ページをお開きいただきたいと思います。

これまで合併協議会におきまして協議をしていただき、確認をされました協議項目の状況や新市建設計画を住民の皆様にご説明をし、ご理解をいただくこととともに、ご意見を伺うことを目的に開催をしたいと考えております。

合併協議会主催でございますので、協議会委員の皆様にもご出席をお願いしたいと考えております。正副会長には全会場への出席をお願いいたします。また、2号委員であります議会の議員さんと3号委員の住民代表の委員さんは、地元の市・町の1会場に出席をお願いしたいと考えております。なお、議会の議長さん及び助役さんは、すべての地元会場への出席をお願いしたいと存じます。

次に、日程であります。3月27日土曜日、掛川市の県総合教育センターあすなる会場を初日といたしまして、4月15日までの間、掛川市において3回、大東町2回、そして大須賀町1

回の計6回を予定してございます。

内容でございますが、各会場とも夜間、所要時間約2時間程度を考えております。

説明事項といたしましては、協議項目の状況、それから新市建設計画について住民の皆様にご説明をするとともに、直接、会場におきまして住民の皆様からご意見を伺いたいと考えております。

周知方法でございますが、全世帯に配布しております合併協議会だよりを中心に、報道機関への情報提供やホームページなどにより行う予定でございます。会場で出されました住民の皆様の貴重なご意見は取りまとめをいたしました後、4月の合併協議会になりますが、そちらでご報告を申し上げる予定でございます。

住民説明会の開催につきましての説明は以上でございます。

榛村純一会長 何かご質問、ご意見ございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長 それでは、ご説明した内容で開催するというところでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 ご了解いただいたということで、6会場におきまして開きますので、委員の皆様方にはできるだけ大勢の方が参加していただくようご協力、ご指導をお願い申し上げます。

続きまして、新市名称公募の当選者の決定についてをご説明申し上げます。

栗田事務局次長 それでは、新市名称公募当選者の決定方法についてご説明申し上げます。

決定の方法につきましてご了解をいただきましたら、この後当選者を決定したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、資料の69ページをご覧くださいと存じます。

当選者でございますが、新市の名称となります掛川市を応募していただきました558人の中から、名付け親大賞といたしましてお1人、それから同じく名付け親賞として5人、3つ目の賞といたしまして、すべての応募者の中から参加賞といたしまして50人を決定したいと思っております。

当選者の決定方法であります。名付け親大賞は558人の応募者の中から会長に抽選をしていただきたいと思っております。そして、名付け親賞でございますが、お二人の副会長さん、それからそれぞれの議会の議長さん、合わせて5人に抽選をしていただいて決めたいと考えております。

それから、最後に参加賞でございますが、50人ということで、人数が多いために決定までに

時間を要するというので、本日この会議が終了いたしました後に幹事会を開いて、抽選で50人を決めたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、当選者の発表でございますが、ご本人への通知、報道機関への情報提供などにより行いたいと思っております。

各賞の賞品授与でございますが、大賞の当選者には合併協定書調印式の会場までお越しを願って、直接お渡しをしたいと考えております。それから、名付け親賞と参加賞は、合併協定書調印式後に賞品を郵送したいと考えております。

新市名称公募当選者の決定についての説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

榛村純一会長　何かご意見、ご質問ございますか。

河井委員。

河井　清委員　大須賀町の河井でございます。

先ほど、会長の言葉の中に掛川市という名称がなくなったときに大変負担が大きいものがあると、こういうことも言われました。そして、私たち大須賀町として今はこんな主張をしても無駄ですが、議会の選挙を1月に控えますので、ぜひ合併を1月にお願ひしたいと、こういうことも申し上げましたが、そのときは会長の口からこういう名称の負担がどれほど重いか、こんな発言はございませんでした。しかしながら、私たちは今ここであんな発言をされるとは思ってもみませんでした。私ども、小さな町の小さな負担ではございますけれども、それが小さな町として大きな負担となっておりますので、その辺も今後のいろいろなことを決めるに当たって、そういった点にもひとつ是非ご留意を願ひたいと、こんなふうに思います。

榛村純一会長　はい、わかりました。

ほかに何かございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長　それでは、今ご説明したとおりの手順で事務局、準備をお願いします。

栗田事務局次長　準備ができましたので、ただいまから名付け親大賞の抽選を行いたいと思います。

それでは、榛村会長、抽選箱の前の方によりしくお願ひしたいと思います。

抽選箱の方には、掛川市と応募していただきました558人のお名前、それから住所、それから番号を書いた用紙が558枚入っております。この中から会長に1名を選んでいただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、会長、よろしくお願ひします。お一人選んでください。

(名付け親大賞抽選)

栗田事務局次長　それでは、掛川市と応募してくださいました中から、名付け親大賞ということで当選者が決まりました。

掛川市にお住まいの桑原美保子さんです。番号は 235番になりますが、よろしいでしょうか。それでは、もう一度繰り返させていただきます。名付け親大賞として決定をされた方は、掛川市にお住まいの桑原美保子さんです。

以上、決定いたしました。

おめでとうございます。(拍手)

それでは、引き続きまして、名付け親賞ということで、5名の方を今から抽選で決定をしたいと思いますので、お二人の副会長さん、それから各議会の議長さん、恐れ入りますが、5名とも前の方にお進みいただきたいと思います。

それでは、大倉副会長からお一人ずつお選びいただきたいと思います。よろしく願います。伊藤副会長さん、よろしく願います。続きまして、議長さん願います。

(名付け親賞抽選)

栗田事務局次長　ありがとうございました。

それでは、確認をしていただいて、私の方から発表させていただきたいと思います。

それでは、名付け親賞ということで5名の方が決定いたしましたので、順次ご紹介をしていきたいと思います。

まず、お1人目の方ですけれども、906番、大須賀町にお住まいの土屋弘子さんです。おめでとうございます。(拍手)

それから、お2人目の方ですけれども、468番、掛川市にお住まいの中村のり子さんです。おめでとうございます。(拍手)

3人目の方でございますけれども、69番、同じく掛川市にお住まいの山本綾子さんです。おめでとうございます。(拍手)

4人目の方でございますけれども、1,115番、大東町にお住まいの隅田初子さんです。おめでとうございます。(拍手)

それから、最後の5人目の方でございますけれども、1,261番、掛川市にお住まいの豊田昭子さん、以上5名の当選者が決まりました。どうもありがとうございました。おめでとうございます。(拍手)

以上で、当選者の抽選を終わりたいと思います。

榛村純一会長　それでは、無事抽選も終わりました。ご協力ありがとうございました。

これで、本日の日程はすべて終了いたしました。長時間にわたりましてご熱心に協議をいただきまして、誠にありがとうございました。

次回は2月17日、第10回の協議会を行います。そのときには、今日提案しましたことが協議されますので、いろいろご検討の上、ご出席賜りたくお願い申し上げます。

それでは、第9回掛川市・大東町・大須賀町合併協議会の閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

閉　会　午後4時43分